

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）  
（分担研究報告書）  
身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究

研究分担者 小澤 温 筑波大学 人間系 教授  
研究協力者 大塚 栄子 植草学園大学 保健医療学部 講師  
佐々木 貴代 日本赤十字社医療センター 副看護師長  
千葉 俊之 (株)オプトヘルスコミュニケーションズ 代表  
中澤 若菜 神奈川リハビリテーション病院 ソーシャルワーカー  
永田 夏代 (株)湘南ユニテック 看護師

#### 研究要旨

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保するために、他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を考えることを目的とした。

研究方法は、補装具費支給制度との比較では、制度の情報提供や相談支援に対する課題とサービス支給後のフォローアップとし、その点から先行研究の文献を中心に分析した。補助犬利用者の社会参加の現状と課題、身体障害者補助犬法と関連する制度的な諸問題等についての把握では、介助犬、聴導犬、盲導犬の各利用者に対する面接調査を行いデータの質的な分析を行った。あわせて、リハビリテーション専門職による補助犬利用者のニーズアセスメントの現状と課題の解明では、介助犬養成施設の指定を受けているリハビリテーションセンターの社会福祉士、理学療法士、作業療法士等に面接を行いデータの質的な分析を行った。

その結果、補装具費支給制度との比較では、補助犬利用者の障害特性、疾患の進行や全身状態等も含め総合的にアセスメントし、補助犬利用に関する適正と利用を継続することの妥当性を評価することが必要であることが明らかになった。補装具費支給制度の適正に支給されるための仕組み、医療とリハビリテーションの専門職による適正な判断、医療及び福祉の専門職、補装具業者、行政などの連携を前提とした適合判定のシステムの枠組み、統一的判断基準を参考しながら制度化を図ることの重要性が示された。

補助犬利用者の社会参加に関しては、現状は外出や就労、就学など自宅外での活動を社会参加として想定し、主体的に補助犬を活用することで各々必要な介助を受けている。個々に社会参加ニーズは異なる為、必要な動作を当初検討すると共に、目的が明確でない場合はソーシャルワーカーとの具体的なニーズの検討や他の手段も含めて身体的リハビリテーションを実施した上での補助犬導入が行われることが必要である。社会参加の指標および評価に関しては、補助犬のユーザビリティの評価尺度としていくつかの尺度が抽出された。それぞれの尺度に応じて社会参加の状況を評価することが必要であることが示された。

#### A. 研究目的

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう事業者のサービスの質を確保するために、他制度との比較検討等を行い、今後の法制度のあり方を考えることを目的とした。

#### B. 研究方法

研究方法は、補装具費支給制度との比較では、

制度の情報提供や相談支援に対する課題とサービス支給後のフォローアップとし、その点から先行研究の文献を中心に分析した。

補助犬利用者の社会参加の現状と課題、身体障害者補助犬法と関連する制度的な諸問題等についての把握では、介助犬、聴導犬、盲導犬の各利用者に対する面接調査を行いデータの質的な分析を行った。あわせて、リハビリテーション専門職による補助犬利用者のニーズアセスメントの現状と

課題の解明では、介助犬養成施設の指定を受けているリハビリテーションセンターの社会福祉士、理学療法士、作業療法士等に面接を行いデータの質的な分析を行った。

(倫理面への配慮)

補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、補助犬の利用者等からのヒアリング調査(課題番号2021-104号)では、筑波大学において研究倫理審査を受け承認された。

## C. 研究結果

### (1) 身体障害者補助犬法と補装具費支給制度との比較

補装具費支給制度は、障害者総合支援法で規定され、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ることを目的としており、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具や生活環境を整える用具を支給する制度である。「一 障害等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労もしくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用することが必要とされるものであること。(障害者総合支援法施行規則第六条の二十)」と明確な規定が定められている。

補装具は、障害者の生活そのものに密接し、必要な移動等の確保、つまり社会参加に必要な手段として活用するものである。障害者の生活そのものに密接し、自立と社会参加を促進することに欠かせない道具であり、「自立と社会参加」を促進するという制度の根幹が、補助犬における「身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与する」と一致すると考え、身体障害者の身体機能を補完、代替する部分を担う補装具と補助犬における制度の課題等について、現状の法制度の概要と先行研究の文献による比較検証を行なった。

先行研究の文献から、制度利用についての相談支援や情報提供に対する課題が類似していることが明らかになった。

「令和元年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度における多職種・多機関連携に関する調査研究報告書」では、支給決定に関わる他機関連携について報告されており、身体障害者更生相談所の判定により市町村が支給決定を行う過程では、更生相談所と市町村、補装具作製業者との3者との連携度が高い結果となり、一方で利用者の生活全般を把握している相談支援事業所との連携度が低い結果となっていた。

「令和元年度障害者総合福祉推進事業 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究」の報告では、相談支援専門員の9割近くが補助犬利用者の認識はあったが、対象者への補助犬の利用に関する相談は経験しておらず、対象者の生活ニーズから補助犬を支援の手段としては認識していないことが示されている。また、相談支援専門員が補助犬に対する深い知識を持つ機会がないとの実態が明らかになり、今後は相談支援専門員の後方支援機関である基幹相談支援センター等の相談機関へ、補助犬使用者の生活や社会参加に関する助言ができるアドバイザーの配置などの提言をしている。

これらのことから、補装具や補助犬を利用する当事者のニーズや利用後の生活の質や社会参加の状況等のモニタリング体制が不十分であると推察される。補装具では支給決定に関わる他機関連携における相談窓口を担う役割の不在、補助犬においては、相談支援体制との連動した枠組みが課題である。

「令和2年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討報告書」では、補装具費の支給対象者の中に、インターネットや自治体等の担当者から適切な情報を収集し制度を利用する人がいる一方で、適切な情報提供(視覚障害者や聴覚障害に対する情報保証)がされておらず制度の情報が得られていない利用者の存在が浮き彫りになった。つまり、利用実態にはあらわれていない「情報にたどり着けない、相談ができる人がいない者」、つまり情報提供を強化すべき対象群の存在が明らかになった。また、市町村の窓口では、手帳申請時に冊子等で補装具費支給制度も含めた情報提供を実施しているが、膨大な冊子の情報に埋もれ、情報がわかりにくいといった課題が明らかになり、補装具費支給制度の周知に努めることを目的にハンドブック等を作成し、制度情報を強化した。一方、補助犬に関連したものでは、「身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究報告書 令和2年3月」<sup>4)</sup>において、補助犬使用の普及活動や一般市民及び受入事業者に対する啓発活動のあり方を検討し、自治体や関係各者が補助犬使用の普及・啓発活動を行うための指針となるガイドブックを作成している。背景には、身体障害者補助犬法の制定により、各施設等への受け入れが義務付けられたものの、未だに国などが管理する施設や公共交通機関等の利用以外で、補助犬同伴による施設利用等に対する理解が浸透されず、受入拒否等の実態があることが考えられた。また、補助犬の実働数が増加せず2022年10月1日現在で959頭と、制定から20年を経過しても十分とは言えない数であることから、当事者側への補助犬のもたらす効果が認知されていない実態があるとの報告もあった。

次にフォローアップに関する課題について、「平成30年度障害者総合福祉推進事業 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書」では、相談窓口や指定法人、訓練事業者のフォローアップに関する課題が明らかになっている。相談窓口については、「病院や障害福祉の担当者、行政職員等における補助犬の認知度が低く、潜在的な利用者に対する身補助犬の紹介や訓練事業者等へ橋渡しがなされていない」との指摘があり、指定法人については、ユーザー側の環境のニーズ変化、犬の品質管理、再訓練、追加訓練などについての確認は実施されているが、社会参加の状況を確認することは相対的に低い結果となっていた。訓練事業者の場合も、犬の健康状態、作業状況や補充訓練や追加訓練、再訓練に対するニーズへのフォローアップは高い実施率であったが、本来、補助犬を利用する利用者の最大の目的である「社会参加」やユーザビリティに関連する「環境の変化」へのフォローアップが低い結果であった。また、訓練やフォローアップの実情に沿った人員確保や要請を課題としてあげる意見や、認定に関して第三者等による客観的な認定の必要性、認定基準の明確化などを指摘する意見もあった。一方、フォローアップの内容として、犬の状態や追加訓練などのニーズへの評価は多いが、ユーザーの社会参加の状況に関する評価は必ずしも実施している状況ではなく、社会参加や自立の促進のために寄与するという本来の補助犬の目的に対するモニタリングが不明瞭であった。つまり、品質管理に対する意識は高いが、利用者の「社会参加」については個別性が高く、何をもち「社会参加」とするのか、指標が曖昧であり評価のしづらさが影響していると推察された。

補装具においては、補装具費支給制度に基づき支給された補装具は、支給後の劣化や故障、不適合への修理や再作製は補償の対象となっているが、支給後のフォローアップは義務化されていない。「令和4年度障害者政策総合研究事業 補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究」によると、ユーザーが不適切な補装具や破損したものを使用し続ける、相談先がわからない、さらに支給後の補装具の適性な利用の確認やメンテナンスは、支給した医療機関や補装具作製業者、介護者やユーザーにその判断が一任されていることへの課題が指摘されている。また、補装具の支給に関連する身体障害者更生相談所、医療機関、補装具作製業者のいずれも補装具のフォローアップの必要性と重要性を認識していたが、システムとして体制が十分に整っていないことが課題であるとし、地域の社会資源の実情に応じた連携とフォローアップのシステム構築が必要であるとしている。

リハビリテーション専門職等への面接調査では、

補助犬と対象者をセットにしたニーズの汲み上げを行っており、どこにフォーカスを当てているのか、共通した着眼点を整理した。

訓練事業者側も利用の適性があるか、面接や合同訓練の中でアセスメントを実施していると考えられるが、全国一律のフレームワークに沿って網羅的にアセスメントが進められているわけではない点が課題であった。施設側だけの問題とせず、相談に対する専門職が担う必要性が示唆された。

また、補助犬は動物ではあるが、総合支援法における補装具や日常生活用具と同じように明確な基準でその必要性が判定され、支給されることに関しての検討が望まれ、犬が中心ではなく利用者中心の基準に変えていく必要性が指摘された。

さらに生活上の困りごとや補助犬を希望する理由、生活背景などを聞き取り、補装具の利用と同じように自立と社会参加のための選択肢の一つとして、補助犬の利用について当事者と共に相談し総合的にアセスメントを行う福祉専門職の介入の必要性があげられた。

指定法人においては、利用者が補助犬を利用してどんな人生を送るのか、そのために補助犬の必要性を示す具体的なプランについて、利用者と一緒に検討する重要な役割をソーシャルワーカーが担っていることが示された。

補助犬法における自立と社会参加の条件としては、あくまで外出を伴うことの必要性を基準とするのか、認定事業者でも見解や解釈の相違があり、曖昧さが課題であるとしている。補助犬を希望する際の具体的な目的、使用条件等の解釈が曖昧にならないよう、より具体的に国が示すことで、訓練や認定基準の均一化が図れるのではないかと意見も示された。

## (2) 身体障害者補助犬法と社会参加に関する検討

関係者への面接調査をもとに社会参加について検討した。身体障害者補助犬法は身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律であり、セラピスト（介助犬：理学療法士・作業療法士、聴導犬：言語聴覚士、盲導犬：視覚リハビリテーション職）が専門職として補助犬使用者の身体機能や応用動作能力等を評価し合同訓練で対象者に関わる。

先駆的なリハビリテーション施設では、各専門職種が一枚のシートに評価を記載しているが、現状の評価表における社会参加の項目は、現在は補助犬と当事者が迷惑をかけないかに焦点が置かれているとの語りが得られた。積極的な社会参加の為の記載は現状不十分であり、「社会参加」の観点を十分共有できるような共通認識が

図られること必要である。また、使用者により社会参加のスタイルが異なる為、意見書形式での記載が望ましいと考えられる。評価表は各施設により形式は様々であり、今後は共通形式による評価表作成の必要性がある。また、補助犬自体の頭数が少なく知見が積み重なりにくい為、施設を超えたデータベース化の検討も望まれる。

希望時に対象者からどのような社会参加を望むか、ソーシャルワーカーによる面談で聴取される。一方、実際の社会参加の可能性についてはその場で判断がつきにくい為、実際はセラピストが犬との合同訓練の中でどのような社会参加が可能になるかを評価している。その際、飼うことにより発生する身体機能上の負荷も含めて評価し、社会参加を拡大するにあたり使用者の全人的な評価が行われることが重要である。適切な身体機能の評価と共に、介助犬使用に限らず他の手段も含めた総合リハビリテーション的な評価を行うことで、結果的に使用者の身体機能にあった犬および介助動作の導入が見込まれる。

### (3) 補助犬利用者の社会参加に関わるリハビリテーション専門職への面接調査

A 法人では、最初の一般相談では、電話が主流であり「補助犬をもちたいがどうしたらよいか？」といった簡単な相談からスタートする場合もあり、ここで概要を説明する。その後、「専門相談」にてセンターへ来所となり、実際に面談し生活状況等のアセスメントを実施する。次の「適正評価」では、適正評価の中に【身体機能評価】があり、セラピスト(PT、OT、ST※STは聴導犬の場合のみ)が評価を行う。医療的な面についても、センターの補助犬担当の医師の診察を受け、病気の状況なども一緒に医学的な面で確認をした上で、身体的な評価を行い、各専門職が報告書を作成し、補助犬が必要なのか見解を確認する。訓練事業所と連携を取り、補助犬を選定や希望者への訓練を行い、訓練事業者が中心となり補助犬の認定に向けて進めていく。

「認定審査」はリハセンター内で実施する。認定審査の前に、審査に進められるか、訓練の仕上がり具合を総合評価(中間評価)にて、希望者、訓練事業所と合同で、介助動作、聴導動作、基本動作を確認した上で、最終の認定審査へ進める。訓練までのところは訓練事業者が中心に取り組むが、訓練の仕上がり具合を確認する総合評価では、リハセンターのリハ専門職と一緒に評価する。さらに認定審査の時には専門職と、外部の獣医師、訓練士も入り審査を行っている。

専門相談の要となるニーズの把握では、あくまでも社会参加に必要な補助犬という形になるので、

希望者が「どういった形で社会参加を考えているのか」「外出できないけれども、介助犬を持てば1人で外出できる時間が増える」「電車に乗って1人で友達のところに会いに行ける」等のニーズを把握する。この把握した希望者の目的について、関わる専門職も共有し、さらに共有した目的に対して専門職が評価し、「そういうことであれば期待できそう」「このあたりは注意したほうがよい」等といった課題を整理する。

訓練事業所での訓練の中で、専門相談で課題となった点は、訓練事業者が訓練を実施する経過において、「こういう訓練をしたら、もう少し介助犬にこういうことをお願いすれば、もっといろいろなことができそう」等と可能な動作が増えるケースもある。

中間評価では、訓練内容等を事業者と連携しながら、訓練の状況を確認する。専門職から、場合によっては福祉用具の提案等も行う。目標に向けた審査を行う上で、新たな介助動作のニーズに対する評価依頼が増える方もいる。

各専門職の役割としては、PTは、主に身体的な特徴を捉え機能面や車椅子操作評価、介助犬を使用することで生活の質の向上が期待されるか等を中心に評価している。

OTは、上肢機能を中心にADL面の評価や、飼育の管理動作、犬を飼育する評価項目が自身で可能か、不可の場合は家族に頼むのか、例として犬の爪切りは定期的にペットショップへ依頼するのか等、何が自身で可能で何を他者へ依頼するのかをフォーマットに即して評価する。STは、聴力評価、補聴器の使用の有無等の確認及び、聴力のみではなくコミュニケーション面も含めた評価を行っている。

B 法人においても、SWによるアセスメントから始まり、SWが社会的な適正や適応を評価、医学的評価はリハ科医 PT・OTで身体機能の評価を行う。B リハセンターの場合は候補犬が同席していることが多いため、希望者の身体機能評価と併せて、希望の介助動作が候補犬でできるかというような評価を実施する。聴導犬の場合は、STが聴覚評価を行う。

身体機能評価は一般的にセラピストが実施する評価項目を使用している。希望者の生活動作、介助動作、生活環境等の聞き取りと評価を元に、目標とする介助動作を提示する。あわせて、補助犬の条件の提示(大きい音で驚いたり、周囲を落ち着きなく見渡す等は適正がない、犬の体形等)や介助犬の予測される使用効果についてもセラピスト間で検討しそれらを報告書にまとめる。その後、医師、セラピスト、SWによるカンファレンスを実施する。訓練期間中においても、状況に応じて家屋調査も実施 現地で介助動作の工夫を検討するなど、訓練に同行する また、リハエンジニアに

よる、犬と介助動作をつなげるための福祉機器、用具の開発的な介入も行う場合がある。

認定審査では、介助動作の完成度、使用者の社会的責任・飼育管理に関する事項、候補犬と使用者のマッチング等を評価視点としている。

聴導犬の場合は、STによる導入時の適正評価として、聴力検査（補聴をしていない状況と補聴器または人工内耳の装着時の聴力検査）、希望する聴導動作、障害状況、障害者手帳、治療経過、教育歴、ADL状況、生活状況、住環境、社会参加状況などについて、SWも聞き取りはしているがSTの立場でコミュニケーションモードも含め面談の場で確認する。

#### (4) 補助犬のユーザビリティの評価についての検討

アウトカムとしてのSF36では、海外の先行研究について、量的な研究では、手動車椅子を使用している脊髄損傷患者11名に対してサービスドッグを使用する前後での移動範囲、肩の痛み、社会参加、生活の質について測定した研究がある。犬の使用によって移動範囲は広がり、肩の痛みは著しく減った。社会参加は増えて、生活の質は上昇傾向を示した(Hubertほか、2013)。24名の脊髄損傷患者11名に対して行ったカナダの研究では肩の痛みと疲労感の減少(SF36のスコアの上昇)、急な坂道や不整な路面での移動が楽になる、社会参加の向上、心理的なスコアの有意な向上が示された。評価尺度は Wheelchair User's Shoulder Pain Index (WUSPI), Rate of Perceived Exertion (RPE), vitality scale from the SF-36, grip strength, Wheelchair Skills Test (WST), Canadian Occupational Performance Measure (COPM), Reintegration to Normal Living Index (RNLI), Life Space Assessment, Psychosocial Impact of Assistive Devices Scale (PIADS) and Quebec User Evaluation of Satisfaction with assistive Technology (QUEST 2.0) を使用している。SF36は、米国で開発された尺度で設問は36項目である。8つの尺度（身体機能、日常役割機能（身体）、痛み、全体的健康感、心の健康、日常役割機能（精神）、社会生活機能、活力）から成っている。

海外の質的研究では、補助犬ユーザー64名と補助犬の支給を待っている27名に対してオープンエンドの質問を行ったところ、身体的、心理的な有益な点について101のコードが生成された。補助犬ユーザーの98%が犬による介助と犬とのつながりに対して心理的にプラスの効果を感じていると答えた。また、支給を待機している回答者は、現に犬を所有している回答者が感じている短所（交通機関の利用の困難さ、犬へのしつけ）について、それ程感じていないと答えた。補助犬を所有する際の欠点としては、犬のケア、交通機関の利用、生活環境の調整、

犬への教育やしつけが抽出された。これらの知見については、犬の支給を待つ患者と接する機会のあるリハビリテーション専門職に共有したとしている(Kerri Eほか、2019)。

国内の先行研究について、SF36を使って介助犬使用者の生活の質と心の健康に関する研究(石川ほか)があるが、介入研究ではないため、補助犬を導入したことがQOL向上の原因かどうかは不明である。

国内の質的研究では、補助犬が使用者の心理に与える効果を半構造化面接による聞き取り調査により調査したものがあある(日本補助犬科学研究 Vol. 9 No. 1)

アウトカムとしての社会的生活自立度評価(Social Independent Measure; SIM)では、SIMは、障害者総合支援法における自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者の社会生活の自立度を測るために、千葉県千葉リハビリテーションセンターで試作されたものであり、それ以外での活用は想定されていないとしている。同リハビリテーションセンターの厚生労働科学研究費補助金研究報告書をもとにSIMについて概要をまとめ、SF36との比較を行った。

#### (5) 身体障害者補助犬法と制度的諸問題

##### 1) 補助犬利用の重度障害者の65歳問題

A氏(78歳女性、頸髄損傷、50歳で受傷、電動車椅子使用、食事は自助具を使用、全介助)に面接調査を実施した。

受傷から介助犬導入まで：おしやれをして何かできるようなことがおきることなど考えられる状態ではなかった。退院してから一年半ほどは、テレビを見てぼーっとして、まるで、ろう人形のようなだった。

介助犬導入のきっかけ：一人暮らしで世話をするのが難しいため諦めかけていたところ、介助犬トレーナーの知人から「何とかなるから大丈夫ですよ」と言われ導入した。

障害者自立支援法が施行後：犬の餌や水やり、排泄後のケアなど介助ヘルパーが担っていた。介護保険になったら、犬の水入れの水を替えるなどの犬に関わることは一切できませんと言われてしまった。

介護保険のサービス内容：「あれをやってはいけない」「これをやってはいけない」など制約がとても多い。そのため介護保険のサービス利用をすべて夜中に充てて対応している。夜中は尿漏れパッドの交換や排泄の介助などに対応してもらっている。

介助犬の存在：犬はご飯の支度や洋服の着替えを手伝ってくれるわけではないが、自動車の車内のすき間にスマートフォンを落としてしまったときに拾ってくれたり、風呂で転倒して起き上がることができないときに力を貸してくれたりする。

いわゆる「すき間の介助をしてくれる存在」だ。

受傷したタイミングでは、65歳よりも前に受傷したことで、障害福祉サービスの時間に介護保険の時間が加わったことで時間の上では余裕ができた（重度訪問介護の時間数は当初440時間/月だったが65歳を機に428時間/月に減少）。「皮肉な言い方にはなるが、65歳になる前に受傷したのはラッキーだった」という。

2頭目の導入を断念した理由では、1頭目の介助犬は65歳を迎える直前に死亡して自分が高齢になり、一人暮らしでは犬の世話が困難だというのが大きな理由。もうひとつは、一頭目が亡くなったことがとても辛かった。また、介護保険によるサービス内容も画一的に決まるのではなく、この障害はこういうことができないからこういうことをしてあげようとか、ああいう人ならできるからやらなくてもいいというような（柔軟な運用を）してほしい。

## 2) 医療へのアクセスと危機発生時対応等の問題

飲食店のみならず、医療施設でも盲導犬ユーザーの受診拒否が報道され問題になった（京都新聞2021年11月22日）。当該自治体の障害福祉・医療衛生双方の行政担当者から医療施設側に説明がなされたが改善はなく、盲導犬の受け入れは拒否されている。報道によれば「犬アレルギー患者への対応が不可能」と医療施設側は主張している。

昨今の新型コロナウイルスワクチン接種においても、事業者が行った職域接種以降はワクチン接種が受けられない経験をしていた。大規模接種会場への入場について明確な理由の提示がなく拒否を受けた案件では、補助犬ユーザーの受け入れに関してマニュアル等の記載がないため、接種会場担当者が受け入れ可否の判断ができないことが入場拒否の理由だった。しかし、自治体によっては大規模接種会場で予防接種を受ける際、補助犬の同伴が問題にならなかったケースもあり、自治体により対応の差があることが明らかになった。このユーザーは普段から特別な問題を生じることなく医療機関への補助犬を伴っており、同伴できなかったところは多床室やICUなどの特殊部署のみだった。

また、補助犬ユーザーは事前に補助犬同伴で受診可能な医療機関を探し、その時の状態に応じて医療機関を使い分けていた。例えば、事前に受診可能な医療施設の候補を複数交渉しておき、その中から症状に合わせて選択して受診していた。一見健常者とあまり変わらない行動ではあるが、医療施設側との交渉時には補助犬育成施設の関係者と一緒にお願ひに出向き、施設の責任者にまで説明するなどの事前調整が必要だった。複数の医療施設の了解をえるまで複数年を有していた。この

ユーザーは以前在籍していた企業で、15年間1回も年1回の定期検診を受けたことがなかった。企業側で指定した検診施設で受け入れが困難とされた理由は「検診施設が狭い」ということだった。

このような自治体や医療機関における対応の差を是正するすべがないことに対し、「犬が嫌いな人の権利が守られて、補助犬を連れた方の権利は守られない」という補助犬ユーザーである「人」を拒否していることに思いが及ばない対応や、国民の生命と健康を守ることが使命である医療機関に罰則もなく社会的制裁も軽微がある現状に対し強い憤りを感じていた。医療機関からは補助犬を置いてくれば診療可能との回答があったとのことだが、それに応じることは補助犬ユーザーとして納得できない、身体障害者補助犬法の制定により補助犬とともに障害者の社会参加が拡大されるはずが、逆に補助犬を同伴することで社会参加を狭めてしまうリスクがあるという思いが語られた。

補助犬ユーザーが暮らす市区町村における個別の避難計画の進捗状況は「何も決めていない」「自治体担当者から電話があり、災害避難計画を立てるにあたり必要な援助は何かといった問い合わせがあった」というもので、自治体から災害避難計画の立案に関する連絡を受けたユーザーには、その後の進捗状況を後日確認したところ、郵送による災害時の支援に関する希望と状況確認があったのみで具体的な対策に関して、例えば避難経路の確認や発災時の補助犬の取り扱いについて具体的に決まっていなかったということだった。本聞き取り調査がきっかけとなり、個人的に災害対策の危機感を感じとったとのことで最寄り警察に災害時に気にしてもらおうよう申し入れをしたという。

その他、災害発生時にサポートが期待できる自治体以外のネットワークとして補助犬育成団体やボランティアとのつながりをもっていた。例えば、東日本大震災時の対応についても訓練施設の訓練士とパピーウォーカーや引退犬ボランティアの活躍、訓練士が被災地や避難所を巡回してドッグフードを運搬したこと、盲導犬との合同訓練施設にある入浴施設の開放などの情報は把握しており、自らもそのようなコネクションを使うことを考慮していた。

## 3) 新型コロナウイルス感染拡大が補助犬制度に与えた影響

補助犬利用のきっかけとして訓練事業所のイベントをあげる補助犬ユーザーがいる。実際に訓練士等から話を聞き、補助犬に触れることは補助犬ユーザーを希望する大きな動機付けの機会になっていた。新型コロナウイルス感染拡大時期における各訓練事業所の報告書やホームページには見学会やイベントの中止や人数制限等による縮小が記

載されている。そのため、新規の補助犬希望者が減少という事業所報告がある。以前より、補助犬貸与にかかる費用は募金に頼っており、各地のイベントで補助犬の理解活動や募金活動が行われていた。行動制限によるイベントの中止から募金活動が出来ず収入の減少があった。代わりに Zoom、YouTube 等を活用しての見学会・説明会が始まり、Twitter 等 SNS による情報提供を実施する事業所もあった。収入減はクラウドファンディングやふるさと納税、持続化給付金の受給による対策が取られていた。認定試験では移動制限により延期となることがあった。また新規施設の開設が新型コロナにより 2 年遅れている事業所があった。訓練士育成の講習会を中止していた。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う制限は新規ユーザーとなる機会や訓練事業所の人材育成や運営にも大きな影響を与えた。一部の訓練事業所は SNS やクラウドファンディングの活用で新たな手段を得ており、感染症法上の位置づけが変わる 2023 年 5 月以降は通常の活動に戻っていくことになる。

盲導犬ユーザーは感染した場合の隔離への不安や点字表示に触れるのが怖い、コロナでマスクをすると顔で感じる風の流れや曲がり角、障害物がわかりにくいことによる疲れを感じる一方、コロナ渦でも声をかけてくれる人がいたという。

日本盲導犬協会は毎年の盲導犬ユーザー調査に加えて、2020 年に起きたコロナ渦での外出時の不安、困りごとについて調査し報告している。ソーシャルディスタンスが分かりづらい、周囲に手引きなどのサポートを頼みづらいなどがあった。また、コロナを理由に盲導犬受け入れやサポートを断られることがあり、いつも利用している宿泊施設やスーパーでの利用や介助などができないと回答した。受け入れ拒否があるという回答はコロナの感染拡大以前は 60% 前後から 2020 年以降は約 4 割と大幅に減っている。これは調査対象者である盲導犬ユーザーのうち、2020 年における新型コロナ感染拡大以降は外出頻度や歩行時間共に減少したことによるものだ。こうした調査を基に、日本盲導犬協会では「新型コロナウイルス感染予防と盲導犬」について理解を促すパンフレット作成や商業施設・宿泊施設・医療機関等を対象にオンラインでのセミナーを開催した。

## D. 考察

### (1) 身体障害者補助犬法と補装具費支給制度との比較

補助犬では社会参加の基準が示されていないため、「社会参加」に対して関わる専門職、訓練事業者、利用者の概念が一致していないという課題が示唆された。

また、補助犬、補装具の類似している課題とし

て、それぞれユーザーへ渡った後の品質をいかに保証し評価するか、モニタリングの方法が不明瞭であることが明らかになった。

双方の比較における指標は、補助犬や補装具の使用により利用者の自立度と社会参加の頻度が上がるかという点であり、補装具費支給制度の課題の部分「多くの人に周知が行き渡らない」「制度の使い方がわからない」は、補助犬制度の課題と類似していた。次に、品質をいかに保証し評価するかという課題も類似しており、利用者の効果的な社会参加と活動が推進されるために公正かつ適切な判定のもと支給されるべきという共通点が明らかになった。

自立生活を営むためになぜ補助犬を利用するのか、社会参加の具現化などに向けて、障害者の尊厳を守りながら自らが主体性をもち生活設計が考えられるよう問題を整理し、必要時には多職種と連携し支援する体制を構築する調整役の存在の必要性が示された。また、訓練事業者の質のばらつきについての指摘もあり、利用者への適切なアセスメントや社会参加に対する貸与後のモニタリング体制が十分に整っていないことが推察された。

利用者の障害特性、生活状況、社会参加の意味付け等における補助犬の果たす役割を検討した上で、利用者や補助犬とのマッチングを含めた支援が可能な施設を指定できるような基準が望まれる。

また、補装具費支給制度における判定では、医師が作製する補装具費支給意見書が補装具を判定する根拠となるが、医学的観点から必要性和期待される効果、その補装具を選択、処方した理由として身体構造や機能だけではなく使用する場所、頻度、環境等の社会生活要件の明記することが必要とされている。つまり意見書を作成するためには、日常生活のアセスメントが必要であり、対象者に関わっている医療従事者や支援者からの評価を含めた情報等の共有、連携が必要となる。

補助犬利用者の障害特性、疾患の進行や全身状態等も含め総合的にアセスメントし、補助犬利用に関する適正と利用を継続することの妥当性を評価するためには、補装具費支給制度の適正に支給されるための仕組み、医療とリハビリテーションの専門職による適正な判断、医療及び福祉の専門職、補装具業者、行政などの連携を前提とした適合判定のシステムの枠組み、統一的判断基準を一部参考とすることも有益ではないかと考える。

本来は、補助犬利用者の利用者の障害および生活から生じるニーズアセスメントをモニタリングするには、生活に密着した形すなわち地域で利用者の生活全体を捉える必要がある。一方で補助犬の育成から利用に至るまでの相談、評価、認定のスキームには高度な専門技術を要する側面があるため、広域的に専門的なノウハウをもち、リハビリテーション専門医や PT や OT、ST 等のリハビリ

専門職のいるリハビリテーションセンターが指定法人の中核を担い、後方支援機関としての役割を担うことが引き続き重要である。

#### \*参考文献

- 1) 令和元年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度における多職種・多機関連携に関する調査研究報告書
- 2) 令和元年度障害者総合福祉推進事業 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究
- 3) 令和2年度障害者総合福祉推進事業 補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討報告書
- 4) 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究報告書 令和2年3月
- 5) 平成30年度障害者総合福祉推進事業 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書
- 6) 令和4年度障害者政策総合研究事業 補装具費支給制度等におけるフォローアップ体制の有効性検証のための研究
- 7) 田中 宏太桂、日本における筋電電動義手の公的支給制度の現状、日本義肢装具学会誌 Vol. 30 No. 4 : 219-222, 2014
- 8) 秋山 仁、補装具費支給制度の概要と適切な活用、日本義肢装具学会誌 Vol. 34 No4 : 163-168, 2018
- 9) 井村 保、補装具費支給制度における借受け費の対応についての概要とその解釈、日本義肢装具学会誌 Vol. 34 No4 : 318-325, 2018

## (2) 身体障害者補助犬法と社会参加に関する検討

生活拡大の手段は様々に存在するが、補助犬に依頼すれば「自分のタイミングで主体的に動ける」という存在意義がある。これはヘルパーへの依頼とは大きく異なり、使用者が引け目を感じにくい。また、セラピストは補助犬と過ごすことによる使用者への精神的な効果を感じており、明らかに精神面へのよい影響があり、結果的に社会参加が拡大するという語りが聞かれた。今後は、補助犬を持つ前と持った後でどのように精神面が異なるか、知見が明らかにされる必要がある。動物介在療法的な意義については、現行の補助犬法とは目的が異なるが、パートナードッグのような役割について、分担等をどのように考えることが望ましいか今後検討される必要がある。

身体障害者補助犬法により、補助犬には使用

者の社会参加と自立を助ける存在意義が定められている。総合リハビリテーションとして各職種が協働し共通の目的の元、評価や合同訓練、判定を実施している。その為、現在総合リハビリテーション施設では職種による社会参加の理解には違いはみられなかった。しかし、導入当初に補助犬による動作と使用者が自力で行う代償手段との優先度のすり合わせに難渋したという語りが聞かれ、社会参加を拡大する為の総合リハビリテーション的な観点で話し合いを重ねることで観点が徐々に一致してきた経過が語られた。また、現状は補助犬使用が始まった場合は積極的な関わりをセラピストは持たないが、使用開始後の関わりは身体的負担軽減にもつながり、適切な動作の確認の実施により社会参加拡大に貢献するとの認識が聞かれている。使用の経過の中で、加齢や疾患の影響による身体機能上の変化に関連し、犬を飼うことによる負荷が発生する可能性も考えられる為、今後継続した評価が必要であるとの声が聴かれた。

## (3) 補助犬利用者の社会参加に関わるリハビリテーション専門職への面接調査

審査で行う評価の側面には、補助犬ありきではない、生活上での補助犬以外の動作の工夫点や他の方法等を提案する部分も含まれている。専門職からみた点で、本来はこうしたほうがよいという観点は、実際は医療リハの段階ではないためどこまで望まれているのか、またあくまで認定機関としての専門職の限界の部分認識していた。客観的に希望者の身体機能面において福祉用具等の利用だけではない効果の部分、例えば床に落ちた物を無理な姿勢で拾う動作を継続することもよりも、介助犬であれば様々な場面における身体的な負担軽減への安心感、自助具など使用と比較すると介助犬は様々な介助のバリエーションを増やせる点、さらに保障の対象となる社会参加レベル以上の生活の質の向上や外での活動の機会が広がるといった効果への期待等があることをふまえて、「希望者の介助犬を持ちたいという思い」を大事にしつつ、最終的には「その方がどういった形で安全に生活、家の中と外での生活を楽しく長く続けられるか」といった視点をもっていた。

また、評価については、最初に関わる身体機能評価の際に、その可能性の有無を評価することは少し難しいと思っているが、希望者のニーズを抽出し何かしらの効果が見込まれると判断して認定の流れに乗せており、その部分を「一緒に言語化」できればと考えているとの回答もあり、評価が進む中で希望者に必要な介助動作を明らかにするプロセスがあることが示された。

評価については、最初に関わる身体機能評価の



際に、その可能性の有無を評価することは少し難しいと思っているが、希望者のニーズを抽出し何かしらの効果が見込まれると判断して認定の流れに乗せており、その部分を「一緒に言語化」できればと考えているとの回答もあり、相互の役割を理解し信頼の上で関係性が成り立っていることが示された。

症例を蓄積し、認定に至るプロセスを体系化し、後進へ残していく、さらに方法をバージョンアップすることが必要であるとの指摘もあった。

フォローアップに関する課題については、導入当初の評価した動作だけではなく、その後の進化していくことを踏まえた介助動作、或いは利用者自身の身体機能の変化に伴う動作介助の評価等、セラピストが介入したフォローアップの継続も必要であることが示唆された。

#### (4) 補助犬のユーザビリティの評価についての検討

SIM は、身体的な自立の度合いを測定するための尺度である。そのため、測定する項目は基本的な生活動作となり、SF-36 では日常役割機能(身体)、日常役割機能(精神)に近い。回答選択肢を比べると、SF-36 は、「すこし」「わずかに」など、抽象的な表現による選択肢となっているため、どちらを選ぶか迷うケースがあると考えられる。仮に回答中に調査員に質問したとしても、調査員は選択肢をそのまま読み上げることは許されておらず、自分の解釈を述べることは許されていない。一方SIMの選択肢は7、6を《自立》、5～3を《部分的支援が必要》<sup>2</sup>1を《全面的支援が必要》としている。さらに7を安定性が高い「継続的」自立として、6を評価の時点で自立しているものの、店員や窓口担当に問い合わせる等、通常ある人的資源の活用を要するとしている。5を見守りレベルとして、4～1を介助や援助が必要なレベルとしている。4を75%以上自分で行う、3を50%以上75%未満自分で行う、2を25%以上50%未満自分で行う、1を25%未満自分で行うとしている。さらに「自分で行う」の解釈について、自分の意思で選択、利用、指示、調整して介助サービス等を利用する場合を含むとしているため、利用者の意思決定による行為について明確に判断できるのが特徴である。社会参加の度合いの評価尺度については、補助犬ユーザーが属している「社会」が犬をどう捉えているか、犬を道具として使うことについての考え方の相違がある可能性があるため、尺度の採用にあたっては設問の妥当性の検討が必要と考える。

\*参考文献

1) 池上直己ほか、臨床のための QOL 評価ハンドブック、医学書院

2) 竹上未紗, 福原俊一, 誰も教えてくれなかった QOL 活用法, 認定 NPO 法人 健康医療評価研究機構  
3) 菊池尚久ほか, 障害者に対する社会リハビリテーション支援プログラム及びその評価手法開発に関する研究

#### (5) 身体障害者補助犬法と制度的諸問題

##### 1) 補助犬利用の重度障害者の 65 歳問題

介護保険の「自立」は「自分でできる事は自分でやる」事を前提にしており、リハビリテーションの充実によって要介護・要支援状態を改善することを目指している(介護保険法第5条3項)。

一方で障害者福祉における「自立」は「自己決定権の行使」を指しつつ、意思決定の主体であることを強調している。元補助犬ユーザーへの聞き取りからは、支援法の介助者の方が支援の融通が効いていたことが伺え、本人のしたい生活を実現しやすくと考えられる。

この両者の違いが制度の運用に影響を及ぼしていることが示唆された。

##### 2) 医療へのアクセスと危機発生時対応等の問題

世界的な COVID-19 のパンデミック以降も医療機関での補助犬受け入れ拒否は根強くあり、中でも医療機関における拒否は全体の 35%と最多であった。有効な治療法や治療・予防薬が確立されていなかったこと、感染状況に関する連日の報道から、国民の不安感が増大し、一部の医療従事者に対する偏見や差別も起きた。現在 COVID-19 感染症による重症化率・致死率は低下し、2023 年 3 月よりマスク着用の自由化、2023 年 5 月より感染症法上の位置づけも季節性インフルエンザと同等の 5 類に移行することが決定した。

COVID-19 の起源はコウモリがウイルスを媒体した人畜共通感染症である。補助犬における COVID-19 感染については過度に恐れる必要はないとする報告もある一方で、感染者からイヌ・ネコなどの伴侶動物、飼育員からライオン、トラ、ゴリラなどの動物園動物、オジロジカなどの野生動物、ミンクの繁殖施設、ハムスターなどの小動物に感染や感染した動物の体内でのコロナウイルスの変異が報告されている。補助犬はこれまでも定期的なワクチン接種と定期検査を受けることが義務付けられており、犬は公衆衛生学的に人畜共通感染症対策が確立している。米国 CDC ガイドラインでもペットがコロナウイルスをヒトに感染させる可能性は低く、また動物用ワクチンの研究も進められている。最新の研究結果を待ちながら、推奨されている感染症対策に準じた対応を行うことが必要である。

医療機関では平時より感染症予防及び感染症の

患者に対する医療体制の整備が義務付けられており、このような対策の中で補助犬を同伴させることは決して不可能ではない。ただ、医療施設には、がん化学療法や血液疾患、自己免疫疾患など、感染に対する強い不安の中で療養している患者も一定数おり、補助犬を同伴したユーザーの医療施設利用に対し理解を得ることが困難な場合もありうることを前提にすれば、合理的配慮の一つの方法としてどちらかが医療施設内を別ルートで移動する、受診する時間帯や曜日をずらす等の合理的配慮を医療施設側が提案することは補助犬ユーザーにとってもそれ以外の利用者によっても心理的負担感は少ないと考える。イヌアレルギーは犬の体毛や唾液と直接接触しなければ影響がないことは明らかにされており、そのような個人が無自覚に犬に近づいてしかも犬に触れるなど考えられないのだが、いまだに医療施設の受け入れ拒否の理由にされていることが残念である。動物介在療法に関する報告が増え、ファシリテードッグを導入している医療施設がある一方で、補助犬という特別な訓練を受けた犬への理解、補助犬ユーザーの人権や障害に対する理解が圧倒的に不足している。全国で1000頭余りしかいない補助犬とそのユーザーと出会う機会が少ないことが理解促進につながる理由とするなら、他の数的マイノリティーへの差別問題と構造上変わりはない。もし、補助犬法改定を検討するなら障害者差別解消法に紐づいた法制度の見直しを検討すべきと考える。

COVID-19感染拡大以前は、2016年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行を受け献血会場への補助犬の同伴は衛生管理区域含む献血会場すべてのエリアで可能となり、全国の献血センターでの対応も変更されている。それ以前にもベッドサイドまで盲導犬を受け入れている透析施設も少数ながらある<sup>14)</sup>ことから、受け入れ態勢の整備が進めば、医療機関へのアクセスや一部の衛生管理区域にも補助犬同伴が可能になることが明らかになっている。このような医療施設では育成団体の実地検証やロールプレイによる職員の介助体験を通して障害者への理解促進につながる取り組みがなされており、こうした試みが全国的に行われていくことが障害者差別解消と社会参加促進につながると考える。

2021年5月 障害者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける、障害者差別解消法の改正法が成立した。第8条第2項において「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない

い」と明文化されたことは、これまで補助犬法の中で「国等が管理する施設」「公共交通機関」の他は「不特定かつ多数の者が利用する施設」と曖昧な表現でしかなかった民間事業者においても合理的配慮の提供義務が生じるようになったことは補助犬受け入れの拡大に大きく前進したといえる。

しかしながら、同法では、障害者から「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」に合理的配慮をする必要があること、明確な罰則規定はなく合理的配慮の範囲においても「努力義務」としており、同法の改正がすなわち全事業者における補助犬受け入れ準備の完了とはならない点を補助犬ユーザーにもご理解いただく必要がある。初めて利用する施設等においては事前に調整の機会を持つなど、これまで通り双方の対話による解決を図るほかない。

補助犬ユーザーから“マニュアルがないので受け入れられない”といった対応をされた聞き取りから、補助犬の社会的認知がこれまで以上に進むには補助犬ユーザーを受け入れている施設や関連学会等で作成したマニュアルを先行して公開するなどの周知活動が必要である。

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）は同年5月に施行された<sup>21)</sup>。今回の法改正では、避難行動要支援者への対応は名簿作成にとどまらず、一人ひとりの状況の把握と個別避難計画の作成に踏み込んだ取り組みが求められることになった。補助犬ユーザーに関連する事項としては、障害者や高齢者といった避難行動要支援者に対し福祉関係者、行政などが連携を深め市町村レベルの避難計画を立案することが定められている。ユーザーの聞き取りから、自治体はおそらく災害避難行動要支援者名簿の作成あるいは改訂と平時のフォーマル資源調査のために郵送による調査を実施したと思われるが、補助犬ユーザーの防災リテラシー（災害に遭遇したとき、目の前の状況に対して適切に行動し、想定外の事態から自分自身を救う能力）を高め、現状と課題を共有し避難計画を策定するには至っていなかった。避難指示発令に伴う避難行動についてもマンション上階への垂直避難や上層階であれば必ずしも立ち退き指示をしないという選択肢<sup>22)</sup><sup>23)</sup>もあるので、まずは自治体から早期に情報提供を行い、補助犬ユーザーの「自助」意識を高める働きかけを行うことが期待される。

介助犬ユーザーの一部は福祉避難所、それ以外の補助犬ユーザーは一般避難所に避難することが想定される<sup>22)</sup>が、その際の補助犬の取り扱いについても市町村との事前取り決めが望まれる。東日本大震災において発災時に自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが野犬化したり、自然繁殖して生態系に影響を及ぼしたり、避難所でも様々な人と共同生活を送るため、一緒に避難したペッ

トの取扱いに苦慮した経験を教訓に、環境省では2013年「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」、熊本地震を経て2018年に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定した。本ガイドラインを元に作成されたガイドブックには飼い主、自治体、都道府県、獣医師会、民間団体等の役割を明記し、平時からの備えと災害時の対応を整理している。しかし、基本的な動物としての取り扱いはこのガイドラインに準じるとしても、補助犬はユーザーの日常生活を支える存在であり、ペットではない。これまでペットが避難できないことを理由に飼い主が避難しない、同行避難を断られた飼い主が自宅に戻ったなどの報告もあり、前記ガイドラインやこれまでの災害時のペット対策に関する報告を参考にしながら、大規模災害等、危機発生時の補助犬とユーザーの避難生活について、避難生活が長期化した場合も含め地域事情に合わせた検討を行うべきである。また、補助犬だけでなく、ユーザー自身の避難対策も周知が不十分である。関連学会や団体が個別に災害対策に関するガイドブックを作成しているので、市町村も既存の成果物を参考にしながら個別の避難計画立案に役立てることを推奨する。また関連学会にも現状に即した情報に適宜差し替えるなど定期的なガイドブックの更新を働きかける。このような大規模災害時の障害者、高齢者に対する合理的配慮事項はインクルーシブ防災対策として自治体のBCP（事業継続計画）等にも明記しておくことが求められる。

#### \*参考文献

- 1) 盲導犬受け入れ全国調査報告. 日本盲導犬協会ホームページ 20210517163641.pdf (moudouken.net)
- 2) 盲導犬ユーザーの受け入れ拒否対応事例. 日本盲導犬協会ホームページ 20220523141438.pdf (moudouken.net)
- 3) 朝日新聞デジタル  
<https://www.asahi.com/articles/ASP235V9DP23UTFL00Q.html>
- 4) NHK ウェブ  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210207/k10012853741000.html>
- 5) 読売新聞オンライン コロナ診療に根強い差別…窓ガラス割られた医院、買い物先で「何しに来たの」と言われた医療従事者：読売新聞オンライン (yomiuri.co.jp)
- 6) 水越 美奈 補助犬における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の現状と課題. 日本補助犬科学研究(①881-8978) vol.15(1) 3-9. 2021
- 7) 前田 健 新型コロナウイルスはヒト以外の動物にも感染するか. インフルエンザ 23(3) 218-218. 2022
- 8) 厚生労働省ホームページ. 動物を飼育する方向けQ&A | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)
- 9) Peter J. Halfmann. et al. Transmission of SARS-CoV-2 in Domestic Cats. The New England Journal of Medicine. 383;6 nejm.org August 6, 2020
- 10) 高柳 友子 補助犬の受け入れ状況 現状と課題～医療機関の役割～. Jpn J Rehabil Med 53 878-879 2016
- 11) Dogs Healthy Pets, Healthy People CDC - Centers for Disease Control and Prevention <https://www.cdc.gov/healthypets/pets/dogs.html>  
ウェブ 2022年3月8日・Dogs can have many positive effects on the lives of their owners. They influence social, emotional, and cognitive development in children, promote an active lifestyle, provide companionship, and have even been able to detect oncoming epileptic …
- 12) 厚生労働省ホームページ. 院内感染対策について (mhlw.go.jp)
- 13) 山内 美江 他 献血会場における身体障害者補助犬の受け入れに係る取り組み. 血液事業(0917-7833) vol.43(2) 283-288. 2020
- 14) 三浦 靖史 他 透析施設における補助犬使用者の受け入れ状況. 日本補助犬科学研究(1881-8978) vol.7(1)26-33. 2013
- 15) 病院機能評価データブック 2020年度. 公益社団法人 日本医療機能評価機構.  
20211201-1\_datebook\_2020\_honshi.pdf (jcqhc.or.jp)
- 16) 認定病院検索 公益社団法人 日本医療機能評価機構. 病院機能評価結果の情報提供-JCQHC-
- 17) 佐々木 洸太, 大谷 啓介 他 総合診療科外来における予約診療導入の試み. 地域医学(0914-4277) vol. 30(12) 1046-1054. 2016
- 18) 北岡 謙一, 小松 誠 他 iPadを用いた整形外科外来の取り組み. 中部日本整形災害外科学会雑誌.(0008-9443) vol. 57(5) 1073-1074. 2014
- 19) 上下部内視鏡検査を含んだ日帰り人間ドックにおける現状の問題点. 人間ドック(1880-1021) vol.26(3) 515-522. 2012
- 20) 防災情報のページ - 内閣府 (bousai.go.jp)
- 21) 災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号) : 防災情報のページ - 内閣府 (bousai.go.jp)
- 22) 宮地 隆史. 難病医療従事者も知っておくべき災害対策基本法の一部改正. 難病と在宅ケア vol. 28(4) 10-13 2022
- 23) 新井 利民. 障害のある人々に対する避難支援政策の展望と課題. 障害者問題研究(0388-4155) vol. 50(3) 178-185. 2022

- 24) 人とペットの防災ガイドライン. 環境省ホームページ. 0-full.pdf (env. go. jp)
- 25) 平井潤子. 災害時におけるペットの救護対策の現状 地方自治体の取り組みと課題. 公衆衛生 (0368-5187) vol. 86 (3) 259-266 2022
- 26) 災害対策情報 | 日本ロービジョン学会 (jslrr. org)
- 27) 災害時の視覚障害者支援マニュアル. 厚生労働省委託(平成 23 年度手話通訳者等派遣支援事業)
- 28) 避難所等での障害者への支援について. 厚生労働省ホームページ. 避難所等での障害者への支援について (mhlw. go. jp)
- 29) 村野 淳子. 別府市インクルーシブ防災 誰一人取り残さない防災. 難病と在宅ケア. Vol28(4) 2022

### 3) 新型コロナウイルス感染拡大が補助犬制度に与えた影響

新型コロナウイルス感染拡大前に行われた訓練事業者調査<sup>5)</sup>では、補助犬ユーザーに対するフォローアップを介助犬・聴導犬は 7 割、盲導犬は 9 割が実施していた。コロナ渦でのフォローアップの詳細は不明だが、緊急事態宣言のあるコロナ渦では訪問は出来ない可能性が高い。今後は社会参加の状況についてフォローアップを適切に行う必要がある。新型コロナウイルス感染拡大により、生活が大きく変わり見学会やイベントの開催が困難であったが一部の訓練事業所では新たに SNS やクラウドファンディングなどが活用された。リアルな見学会や募金活動以外に地域や時間を選ばないで参加できるソーシャルメディアを活用するきっかけとなっていた。訓練事業所は限られた地域にあり、以前は遠隔地に住む人には見学会等に利用しにくかった。身体障害者補助犬の理解を深めるためリアルとオンラインとのハイブリッドを検討していく必要がある。

コロナウイルス感染拡大前に行われた盲導犬育成 8 団体調査では盲導犬受け入れ拒否を 52%が経験していた。コロナ渦で宿泊業や飲食店では閉店や休業が続き従業員も変わっている可能性が高い。外出自粛が続き、補助犬に触れ合う機会が減っている中、理解が深まるような対策が必要である。補助犬ユーザーと訓練事業所に対して、コロナによる影響と社会参加の変化については明らかになっていない。一訓練事業所による盲導犬ユーザー調査のみ報告がある。聴導犬・介助犬・盲導犬ユーザーに対する調査と訓練事業所調査と検討が必要である。

\*参考文献

- 1) 認定 NPO 法人 全国盲導犬施設連合会 2020 年 3 月 25 日「盲導犬受け入れ全国調査」報告

## E. 結論

障害特性と生活の中で生じるニーズ把握や、疾患の進行状況や全身状態などを総合的にアセスメントし補助犬の利用の適正判断などを図り、貸与後の品質管理やフォローアップ体制の充実化を図るためには、医療・福祉の専門職、訓練事業者、公的機関が連携する仕組みにも課題が示唆されたため、補装具費支給制度の枠組みを一部運用するなど、現行の法制度の見直しに向けた議論の整理が必要である。

使用者の身体機能に合わせた補助犬による介助は、長期的な補助犬利用と使用者の社会参加の機会の拡大につながる。従って、今後も総合リハビリテーションの一貫として補助犬利用を捉え、使用者の社会参加拡大に関わりを持つ必要がある。また、関わりの中で潜在的な社会参加能力をセラピストが見出す可能性や機能低下による無理な動作の予防の可能性もあり、継続的な評価が必要である。

## F. 健康危険情報

特になし

## G. 研究発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

1. 論文発表  
特になし。

2. 学会発表

中澤若菜, 小澤温: わが国の補装具制度と補助犬制度との比較 (ミニレクチャー)、日本身体障害者補助犬学会第14回大会、2022年12月10日

中澤若菜, 小澤温: 身体障害者補助犬法と他法との比較検討ー補装具支給費制度との比較検討、日本リハビリテーション連携科学学会第24回大会、2023年3月12日

## H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得  
特になし。
2. 実用新案登録  
特になし。
3. その他  
特になし。